

大阪市告示第1728号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立淀川区老人福祉センターほか1施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第16条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月24日

大阪市長 横山英幸

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立淀川区 老人福祉センター	大阪市淀川区三国本町2丁目14 番3号 社会福祉法人 大阪市淀川区社 会福祉協議会	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
大阪市立城東区 老人福祉センター	大阪市旭区生江3丁目27番6号 社会福祉法人 リベルタ	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

（福祉局高齢者施策部高齢福祉課）